ひとり親家庭医療費助成制度の制度改正について(概要)

県と市町村では、ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定に寄与し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的に、ひとり親家庭医療費助成事業を実施しています。利用者のさらなる利便性を高めるため、平成24年12月診療分から制度改正を行います。

この制度の円滑な実施には、医療機関等の皆さまのご理解とご協力が欠かせません。医療機関等の窓口や請求業務において、別に送付する「医療機関用マニュアル」をご参照いただきますようお願いいたします。

I ひとり親家庭の状況について

- ・県内のひとり親家庭の状況は、13,967世帯、46,051人(平成22年国勢調査結果)。うち母子世帯11,743世帯、父子世帯2,224世帯。
- ・母子家庭の平均年収は291万円と、児童のいる世帯658万円の4割にとどまっており、経済的支援が必要である(平成23年度全国母子世帯等調査結果)。

Ⅱ 新制度の概要

- ○ひとり親家庭の一時的な経済的負担と事務的負担を軽減するため、 現物給付制度を導入する。
- ○事業の持続と受益者負担の観点から一部自己負担金を導入する。
- ○もって、ひとり親家庭の負担を軽減することで、自立を促進する。
- ○利用者の利便性を高めるため、<u>平成24年12月診療分から</u>、 県下<u>一斉に実施</u>する。
- ○県内全市町村が同じ制度とする(医療機関等では同じ取扱いとする)。

1 現物給付制度の導入と一部自己負担金

- ・利用者が、医療機関等での立替払や市町村への申請を行うことなく、医療機関等の みでサービスを受けられるよう、現物給付制度を導入する。
- ・今後の事業の継続、受益者負担の観点から一部自己負担金制度を導入する。一部自己負担金の額は次のとおりとする。なお、金額は、「子ども医療」の県制度に準じて500円/日とする。

(親からは一部自己負担金を徴収する。子はこれまで通り無料とする。)

【通院】親 500円/回 負担上限:月4回(最大2,000円まで)

子 無料

【入院】親 500円/日 負担上限:月14日(最大7,000円まで)

子 無料

【薬局】親 無料

子 無料

2 実施時期

・平成24年12月診療分から全県一斉に実施する。

3 審查支払委託機関

・現物給付化に当たり、市町村と医療機関等の間に立ち、レセプトの審査や請求事務 を行う機関が必要となる。市町村が次の機関とそれぞれ契約を締結する。

大分県国民健康保険団体連合会

社会保険診療報酬支払基金大分支部

・医療機関等が公費分を請求する先は、この審査支払委託機関となる。

(参考) 子ども医療費の審査支払委託機関は九州東芝が受託している。

4 県内での取扱いの統一

(1) 対象者は、現行制度と同じ。

ひとり親家庭の親及び18歳年度末までの児童、父母のいない児童 ※ただし、所得制限あり

- (2) 資格認定の流れは、現行制度と同じ。ただし、「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」の有効期間は、県下統一で<u>12月1日から翌年11月30日まで</u>とする。
- (3) 受給資格者証の認定日と喪失日の取扱い
 - ・認定日を「申請を受理した日の属する月の翌月の初日」とする。
 - ・喪失日を「<u>資格を失った日の属する月の末日</u>」とする。 ただし、生活保護の医療扶助を受給するに至った場合は、その前日とする。

※「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」の名称は、交付する市町村により異なる。

5 他制度との調整

- (1) 他の公費負担医療制度(国庫財源)との重複
 - ・他の公費負担医療制度を優先適用し、一部負担金について「ひとり親医療」 を適用する。

例:小児慢性特定疾患、特定疾患など

- (2)「重度心身障がい者医療費助成制度」との重複
 - ・どちらが優先という順位はないが、同制度が償還払い方式であることから、 次の利用方法の利便性が高いと考えられる。
 - 親・・「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」で受診し、自己負担額が 1,000円を上回れば、同制度にて償還払いを受ける。
 - 子・・「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」で受診する。
- (3)「子ども医療費助成制度」との重複
 - ・親と同じく「ひとり親家庭等医療費受給資格者証(子ども医療兼用)」を交付する。

(所有中の「子ども医療費受給資格者証」は市町村が回収する。)

・医療機関等窓口で「子ども医療費受給資格者証」を提示した場合、医療機関等は、「ひとり親医療」を確認する必要はなく、「子ども医療」として事務処理をする。

(「子ども医療費受給資格者証」の回収もれの可能性があるため。)

6 医療機関等と市町村の関係

・事業実施に当たり、実施主体である市町村から医療機関等へ協力を依頼する。事業 実施後に開業する医療機関等に対しても、同様の協力依頼を行う。

7 償還払い

・原則は現物給付方式とするが、次の場合は償還払いとなる。利用者は、お住まいの 市町村へ領収書等を提出する。ただし、その場合でも一部自己負担金を差し引いた 額を還付する。

「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」を持っているにもかかわらず、医療機関 等で提示しなかった場合

県外の医療機関等を受診した場合

8 県民への広報

- ・利用者へ市町村から個別に通知する。
- ・周知のため、医療機関等へポスターを配付し掲示を依頼する。

9 医療機関等の事務

- ・「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」の確認
 - ○市町村が利用者ごとに交付する「ひとり親家庭等医療費受給資格者証(色は空色で統一予定)」を毎回、窓口で確認する。

確認事項:氏名、一部自己負担金の有無、有効期限など

- ○受診者が示す「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」に従い事務処理をする(ひとり親家庭の児童が「子ども医療費受給資格者証」を提示した場合、子ども医療として取り扱う。)。
- 一部自己負担金の徴収
 - ○親からは次の一部自己負担金を徴収。児童はこれまで通り無料とする。個別事 例は、資料1を参照のこと。

【通院】親 500円/回 負担上限:月4回(最大2,000円まで)

子 無料

【入院】親 500円/日 負担上限:月14日(最大7,000円まで)

子 無料

【薬局】親 無料

子 無料

- ・審査支払委託機関への請求
 - ○併用レセプトにて請求(詳細は別添) 診療月の翌月10日まで
- ・審査支払委託機関からの支払
 - ○診療報酬等と同時に指定口座へ振り込み おおむね請求月の翌月20日まで
- 再審査請求
 - ○市町村の審査により、受給資格がない場合などは、市町村から審査支払委託機関を経由し、再審査請求を行う。この場合、レセプトが審査支払委託機関から返戻されるので、患者本人から徴収するなどの対応を行う。
- ・事業の対象外となる医療給付
 - ○医療給付のうち、「入院時食事療養費」及び「入院時生活療養費」は、対象としない(通常通り一部負担金を患者から徴収する。)。
- ・他の公費負担制度との関係
 - ○特定疾患など、国庫のある公費負担制度を優先する。
 - ○子ども医療受給資格者証と同時に提示された場合は、ひとり親医療を優先する。
 - ○スポーツ振興の災害給付対象者は、両方に請求することができない。教育委員 会へ証明書を提出する際、「ひとり親医療」と記載していただくと、市町村の事 務が軽減できるのでご協力をお願いする。

高額療養費

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の提示の有無によって、社保の場合 と国保の場合で取扱いが異なるので注意が必要。

社保:すべて「一般」として取り扱う

国保:提示された認定証の区分による

・受給資格者証の提示がなかった場合

- ○利用者へは、「一部負担金を請求される」ことを周知している。
- ○受給資格は原則として月単位としている。
- ○生活保護受給、児童養護施設入所などの場合は、日単位での認定となる。
- ・問い合わせ先
 - ○受給資格者証を発行している市町村ひとり親家庭等医療費助成事業担当課 (資料2)

資料1

医療機関等における一部自己負担金の徴収について

◎現物給付(医療機関等がカウント)

【ひとり親家庭の親が受診した場合】

- 次の事例で示す金額は一部自己負担金の額(助成対象者が医療機関窓口で支払う額)。現物給付のため、一部自己負担の領収書等を市町村に提出しても、償還払いの対象とならない。
- 一部自己負担金については、同一の医療機関(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。)ごとにカウントする。ただし、同一医療機関であっても、入院、外来及び月途中の保険変更等それぞれ別個のレセプトとなる場合は、レセプトごとにカウントする。
- 同一日に同一医療機関を外来で複数回受診した場合は、それらを合わせて1回とカウントする。

例:(午前の外来の一部自己負担金+午後の外来の一部自己負担金) <=500円

A ひと月内に「ア医院」を3回受診した場合。

7/2:500 円 7/9:350 円 7/20:500 円 ※最大4回まで一部自己負担金あり 一部自己負担金計=1,350 円

B ひと月内に「ア医院」を5回受診した場合。

7/2:500 円 7/9:350 円 7/20:500 円 7/23:200 円 7/30:0 円 ※最大4回まで一部自己負担金あり (5回目以降は一部自己負担金無し) 一部自己負担金計=1,550 円

C ひと月内に「ア医院」を3回受診し、「イ薬局」を3回利用した場合。

7/2:500 円 7/9:350 円 7/20:500 円 ※薬局は一部自己負担金なし 一部自己負担金計=1,350 円

D ひと月内に「ア医院」を3回、「イ歯科」を2回受診した場合。

ア医院 7/2:500 円 7/9:350 円 7/20:500 円

イ歯科 7/6:500 円 7/30:500 円 ※医療機関等ごとに回数をカウントする。

一部自己負担金計=1,350 円+1,000 円=2,350 円

E ひと月内に「ア医院」を1回、「イ歯科」を1回、「ウ病院」を3回受診した場合。

ア医院 7/2:500円 イ歯科 7/6:500円

ウ病院 7/23:500 円 7/24:350 円 7/25:200 円

※医療機関等ごとに回数をカウントする。

一部自己負担金計=500 円+500 円+1,050 円=2,050 円

F ひと月内に「ア医院」に30日間入院した場合。

 $7/1\sim7/14$ 分 500 円×14 日=7,000 円 ※最大 1 4 回まで一部自己負担金あり 一部自己負担金計=7,000 円

G ひと月内に「ア医院」に16日間入院し、3日間通院した場合。

 $7/5 \sim 7/18$ 分 500 円 $\times 14$ 日=7,000 円 %最大 1 4回まで一部自己負担あり 7/23:500 円 7/25:350 円 7/30:500 円 %入院と通院は別レセプト 一部自己負担金計=7,000 円=1,350 円=8,350 円

H 月をまたいで50日間(7/5~8/23)入院し、退院後3日間通院した場合。

 $7/5\sim7/18$ 分 500 円×14 日=7,000 円 ※最大 1 4回まで一部自己負担金あり $8/1\sim8/14$ 分 500 円×14 日=7,000 円 ※最大 1 4回まで一部自己負担金あり 8/23:500 円 8/25:350 円 8/30:500 円 ※入院と通院は別レセプト 7月分一部自己負担金計=7,000 円 8月分一部自己負担金計=7,000 円 8月分一部自己負担金計=8,000 円 8月分一部自己負担金計=8,000 円 8月分一部自己負担金計=8,000 円 8月分一部自己負担金計=8,000 円 8,000 円

I 月の途中で保険(国保から社保へ)が変わった場合。

ア医院(国保) 7/2:500 円 7/9:350 円 7/17:500 円 7/18:350 円

ア医院(社保) 7/30:500円 ※レセプトごとにカウントする。

一部自己負担金計=1,700 円+500 円=2,200 円

J 月の途中で県内市町村へ転出(国保から国保へ)した場合。

ア医院(A市国保×A市ひとり親) 7/2:500円 7/6:500円 7/9:350円

ア医院(B市国保×A市ひとり親) 7/20:500 円 7/30:500 円

※ひとり親医療事業では、県内市町村間の転出は、月末まで転出元市町村が負担する

※ただし、国保は転出確定日で転出先市町村国保に移ることに注意

※A市国保とB市国保は別レセプト

一部自己負担金計=1,350 円+1,000 円=2,350 円

K ひと月内に「ア医院」を5回受診したが、1回(7/20)は受給資格者証を提示しなかった場合。

7/2:500 円 7/9:350 円 7/20:3,000 円 7/23:200 円 7/30:0 円

- ※最大4回まで一部自己負担金あり
- 一部自己負担金計=500円+350円+200円=1,050円
- ※「受給資格者証を提示しない場合は一部負担金を支払う」ことが原則であり、受給 資格者や医療機関等にも「毎回の受給資格者証提示」を周知する。
- ※提示がなかった回数も医療機関がカウントする (7/30 は5回目なので一部自己負担なし)。
- ※患者の窓口負担額=3,000 円+1,050 円=4,050 円 (うち 3,000 円は市町村での償還 払いの対象となる)

【ひとり親家庭の児童が受診した場合】

一部自己負担金なし=医療機関等窓口での支払いなし

◎償還払い

【ひとり親家庭の親が受診した場合】

医療機関等窓口で「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」を提示しなかった場合や、県外の医療機関等を受診したなどの場合は、市町村へ申請することで償還払いを受けることができる。

※医療機関等では、通常の一部負担金を徴収する。

※市町村から償還払いを受ける際も、一部自己負担金相当額を除いた額が交付される。

【ひとり親家庭の児童が受診した場合】

県外の医療機関等を受診した場合は、親と同じ。

資料2

「ひとり親家庭等医療費助成事業」に関する連絡先

市町村 (実施主体)

機関名	電話番号	備考
大分市子育て支援課	097-537-5796	直通
別府市児童家庭課	0 9 7 7 - 2 1 - 1 1 1 1	
中津市子育て支援課	0 9 7 9 - 2 2 - 1 1 1 1	
日田市こども未来室	0 9 7 3 - 2 2 - 8 2 9 2	直通
佐伯市こども福祉課	0 9 7 2 - 2 2 - 3 9 7 2	直通
臼杵市福祉事務所	0 9 7 2 - 6 3 - 1 1 1 1	
津久見市福祉事務所	0 9 7 2 - 8 2 - 4 1 1 1	
竹田市福祉事務所	0 9 7 4 - 6 3 - 1 1 1 1	
豊後高田市子育て・健康推進課	0 9 7 8 - 2 2 - 3 1 0 0	
杵築市子育て・健康推進課子育て応援室	0 9 7 7 - 7 5 - 2 4 0 8	直通
宇佐市子育て支援課	0 9 7 8 - 3 2 - 1 1 1 1	
豊後大野市社会福祉課こども支援室	0 9 7 4 - 2 2 - 1 0 0 1	
由布市子育て支援課	0 9 7 7 - 8 4 - 3 1 1 1	
国東市福祉事務所	0 9 7 8 - 7 2 - 5 1 6 4	直通
姫島村住民福祉課	0 9 7 8 - 8 7 - 2 1 1 1	
日出町福祉対策課	0 9 7 7 - 7 3 - 3 1 2 1	直通
九重町ふれあい生活課	0 9 7 3 - 7 6 - 3 8 0 2	直通
玖珠町福祉保健課	0 9 7 3 - 7 2 - 1 1 1 5	直通

県

機関名	電話番号	備考
大分県こども子育て支援課	0 9 7 - 5 0 6 - 2 7 0 3	直通

審査支払委託機関

機関名	電話番号	備考
大分県国民健康保険団体連合会	0 9 7 - 5 3 4 - 8 4 7 2	直通
社会保険診療報酬支払基金大分支部	0 9 7 - 5 3 2 - 8 2 2 6	直通

いずれも平成24年12月現在